中国の貿易商品計画と輸出入管理の改革(I)

片 岡 幸 雄

序

貿易商品の輸出入管理は,建国から1959年までは輸出入許可証によって管理されていた。1956年以降,私営輸出入商に対する社会主義改造が基本的に完了し,中国の対外貿易はすべて国営輸出入公司によって行われるようになった。これにともない,対外貿易はすべて国家の計画管理の中に組み込まれることとなった。国営の対外貿易専業総公司及びその分支機構は,国家の指令性計画に応じて輸出入業務を行うようになった。対外貿易の管理の対象,目的,要求のいずれも従来と異なるところとなった。従来私営輸出入商が貿易業務に携わっていた時期には,国家の対外貿易の管制政策に基づいて厳格な行政管理を行うことが重要な課題であったが,ここからは国家の輸出入計画の達成を確実に保証することが重要な任務となったのである。

1957年1月23日対外貿易部は国営対外貿易公司に対する一措置として「進出口貨物許可証簽発弁法」を公布したが、その主要な目的は輸出入許可証の申請と発給の手続を大幅に簡略化し、国営対外貿易公司の輸出入に対する行政管理を減らし、対外貿易公司を行政管理の対象から脱皮させることにあった。

1959年2月21日対外貿易部は「関于簡化対本部各進出ロ専業公司進出ロ 貨物許可証簽発手続的指示」を発し、各専業総公司の許可証の申請とその 発給手続を簡略化した。同年10年14日対外貿易部はさらに「関于執行進出 口貨物許可証簽発弁法的総合指示」を発し、各専業総公司及びその分支機構の輸出入貨物は、対外貿易部の下達した積荷明細書あるいは通知をもって輸出入許可証とすると明確に規定した。したがって、これ以後管理業務と経営業務は一体的に結合され、輸出入許可証は輸出入管理の役割を失っていき、漸次取り消されるようになっていった。わずかに残された許可証は輸入にかんする許可証で、対外貿易部以外の部門が緊急に必要とする少量の物資の輸入に限って、輸入許可証が用いられるというにすぎなかった。

中国においては物財は計画管理上生産財と消費財に大別されるが、前者は物資と呼ばれ、後者は商品として区別されている。物資は一部を除き商業流通ルートにのせられず、計画当局が直接配分する。これに対して、消費財は商業流通ルートを通じて購買、販売される。物資の供給と販売では、1950年から8種の主要物資が計画配分されるようになり、53年から物資配分の系統機構が整備されるにともない、第一類物資、第二類物資、第三類物資に分けた三級分級管理制度が実施された。一方で商品については、1953年以来集中的な商業管理体制の下で流通の管理が行われていたものが漸次改められるようになり、59年から三級分管理制度が導入された。

貿易計画は国民経済の全体計画の有機的部分として策定されるが、具体的には貿易計画の遂行上の必要から、計画管理の対象として作成される貿易計画商品目録に基づいて編成される。実際の実務執行過程は、物資及び商品の三級分級管理制度による計画管理機関との間での実務実行過程ということになる。貿易商品の計画管理も、後述するように三級分級管理制度に基づいておこなわれる。

1958年からは、漸次地方に経済計画権限が下ろされていくようになり、59年からは貿易計画は従来中央が主編していたのを、各省、市、自治区が主編し報告するようになり、計画の手順も従来の中央主導方式から、"下から上に級を追って積み上げて編成していく"というように改められたが、63年からは再び中央主導の"上から下におろし、下から上にあげていく"という計画編成方式に戻された。したがって、社会主義改造が行われた後

1958~62年の期間を除く改革・開放への政策転換前の期間は、貿易商品の輸出入管理は、計画当局と三級分級管理制度に基づく商品各級管理主体との間における指令性計画執行管理方式で貫徹実行されていたのである。

1978年からの改革・開放政策への転換後、指令性計画を主体としつつも 部分的に貿易経営に自主権が与えられるようになると、何らかの形で先ず は自主貿易商品の管理をしていく必要性が出てくる。かくて、1980年輸出 入許可証管理が復活されることになる。また、貿易経営に自主権を与えて輸出の積極的な発展をはかっていこうということになると、自国の全体的な利益を守っていくために、あるいは相手国との政策協調を行っていくために、個別貿易主体に対して輸出割り当てを行っていかざるをえなくなってくる。改革・開放政策への転換後の積極的貿易政策推進のための体制改革の重要な柱としての貿易商品の管理も、制度の整備といった段階から、実体経済のダイナミズムと国内外の政策的要請を組み込んだ新たな商品管理体系構築の総仕上げの段階に入っている。

本稿の課題は、改革・開放政策への転換後貿易体制改革の中で輸出入商品の計画管理がどのように改革されていったか、改革の推移の過程とその政策的含意、また改革政策指向の核心がどこにあるか、こういった問題に対していささかの整理、分析を行いながら、現下の輸出入商品管理の枠組の問題点を探り、今後における若干の方向をみることにある。叙述の都合上先ず改革・開放政策への転換以前の輸出入商品の計画管理がどのように行われてきたかについての整理から始め、改革・開放政策への転換後の貿易体制改革の推移と輸出入商品管理の変革過程に入っていくことにしよう。

一 改革・開放政策への転換以前における 貿易商品の計画管理制度

1 物資・商品分級管理制度

(1) 物資分級管理制度

建国後、工業部門の計画管理については経済計画機構が基層単位にまで

設立されるにともない,積極的な全国的経済計画策定活動が本格化される ことになる。国民経済復興期においては,国営工業企業は主として大行政 区の工業部が管理していたが,大行政区が撤廃されてからは,大中型工業 企業の大多数は中央の各工業部,一部は省,市,自治区によって管理され るようになった。いわゆる「統一指導,分級管理」といわれる管理法であ る(正確にいうと,中央人民政府の直接管理,地方人民政府あるいは軍事 機関への管理委託,地方人民政府あるいは軍事機関の管理の3つの形態で ある)。

物資の供給と販売では、計画販売を主とした供給と製品買上げ体制を構築する作業を開始した。1950年には石炭、鋼材、木材、セメント、炭酸ソーダ、雑銅、工作機械、麻袋など8種の主要物資が計画配分されることに指定され、51年には33種、52年には55種にまで増加させられた。この両任務は中央人民政府貿易部が担当した。しかし、当時は主として商業部門が取り次ぎ販売を行い、一部は生産企業が自身でも販売した。

1953年には中央財政経済委員会物資分配局(52年設立)は国家計画委員会物資分配局に編成替えされ、各主管部にも物資分配機構(物資のバランスと計画配分を編成し、後述の第一類、第二類物資を販売する機構)、各省にも物資局が設けられ、三級管理の緒がひらかれた。中央による統一分配の生産手段はその重要度に応じて、国家統一分配物資(第一類物資=統配物資)と中央主管部門分配物資(第二類物資)に分けられ、その他の工業関連生産手段は地方管理物資(第三類物資)とされる。"大躍進"の時期には第一類物資、第二類物資の大部分が地方管理に下放されたが、調整期に一部は中央管理にもどされた。

第一類物資については、1964年以前は国家計画委員会が計画を編成していたが、1965年からは物資管理部門(具体的には物資管理部、70年6月物資管理部が撤廃されてからは国家計画委員会と国務院生産主管部門、75年

⁽¹⁾ 祝慈寿著『中国現代工業史』, 重慶出版社, 1990年, 90頁。

⁽²⁾ 汪海波主編『新中国工業経済史』,経済管理出版社,1986年,62頁。

からは国家物資総局)が計画を編成、国家計画委員会が統一バランスをとり、審査決定したのち、全体計画に組み込み、批准を経てから下達、執行することとなった。

第二類物資については、国務院各部、委員会、局が計画分配に責任を負 う。第二類物資は一般に国民経済において比較的重要な物資で、各工業部 門専用の物資や中間製品であり、全国的範囲をにらんで分配供給する。バ ランス計画と分配計画は主管部の部長の批准を経て下達、執行され、国家 計画委員会にも報告される。

第三類物資は省、自治区、直轄市計画委員会、物資庁(局)が計画分配する物資で、一般には統配物資、部管物資以外の物資である。1960年代初各級物資部門と工業部門内に三類物資管理機構が設けられ、三類物資計画目録が編成されるようになり、三類物資の生産と供給が各級計画に組み込まれるようになった。これら物資は当地の地方企業のために生産され、当地の単位に分配される。

中央主管部門の直属企業,地方所属大型企業,国家計画製品を生産する一部公私合営企業は,指令性計画によって生産を行うが,これら企業の必要とする第一類物資は上述したように指令性計画配分を受ける。第二類物資については、申請によって計画に盛り込まれ計画配分される。これら両者の直接計画配分は、計画価格による売買契約によって実行される。それ以外の単位は計画申請することができない単位で、これら単位は第一類,

⁽³⁾ 謝明干・羅元明主編『中国経済発展四十年』,人民出版社,1990年,105頁。《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国的経済管理』,中国社会科学出版社,1985年,286~287頁。余嘯谷主編『中国物資管理辞典』,中国財政経済出版社,1989年,2~4頁。顧国祥主編『実用物資経済辞典』,復旦大出版社,1989年,9~10頁。第二類物資は、1963年機械・電気物資について二類物資という用語が使用されるようになって以来,国務院各部,委員会,局が分配のバランスを主管する物資のことを習慣的に第二類物資と呼ぶようになった(余嘯谷主編『中国物資管理辞典』,中国財政経済出版社、1989年,3頁)。上述の性格上三類物資は明確な統一的規定,範囲があるわけではない(顧国祥主編『実用物資経済辞典』,復旦大学出版社、1989年,10頁)。

第二類の物資は、商業部門系列の門市部で公定価格で購入する。

物資管理体制に対応して、第一類および第二類物資はいずれも国家計画 価格で配分される。第三類物資は、地方政府あるいは企業が決定する。

①第一類物資(国家統一分配物資)

国家計画と人民の生活に重大な関係をもち, 逼迫しているような物 資……当初8品目

国家計画委員会の指導の下に物資管理部門が年度バランス表と分配計画の編成に責任を負う。統一分配物資目録に組み込まれたものは指令性計画とされ、国務院の批准を経て、国家計画委員会によって執行される。生産、分配、具体的割り当て、在庫、輸出入等の計画指標はすべて国家計画委員会が集中管理。

②第二類物資(主管部門管理物資)

国民経済において比較的重要な物資で、各工業部門専用の物資や中間製品で、全国的範囲をにらんで分配供給される……当初115品目

国務院の各主管部門がバランスと分配に責任を負う。例えば、紡績 ・紡織器材や専用設備については、紡織部がその任に当たるといった 具合である。企業や地方が二類物資を必要とする場合には、先ず計画 を提出し、関連部門に申請する。関連部門は生産と需要のバランスを はかった後処理する。

③第三類物資(地方管理物資)

各省,直轄市,自治区政府の管理する物資で,第一類物資と第二類 物資以外の物資……1965年の三類物資目録上の品目数5,929品目

各省,自治区,直轄市の計画委員会,物資庁(局)などが計画分配 する物資で,これら物資は当地の企業によって生産され,一般に当地 の単位にのみ分配される。特定の地方のみでしか生産されないような

⁽⁴⁾ 汪海波主編『新中国工業経済史』,経済管理出版社,1986年,148頁。謝明干·羅元明主編『中国経済発展四十年』,人民出版社,1990年,105~106頁。

⁽⁵⁾ 汪海波主編『新中国経済史』,経済管理出版社,1986年,148頁。

少数の物資は、全国的範囲で分配されることもある。第三類物資目録 は省、自治区、直轄市で定める。

1950 1951 1952 1953 1954 1955	8 33 55 112 121 162	115 140	227 261
1952 1953 1954	55 112 121	140	
1953 1954	112 121	140	
1954	121	140	
1			261
1955	162		_01
		139	301
1956	234	151	385
1957	231	301	532
1958	93	336	429
1959	67	218	285
1960	75	342	417
1961	87	416	503
1962	153	345	498
1963	256	260	516
1964	370	222	592
1965	370	222	592
1966	326	253	579
1972	49	168	217
1973	50	567	617
1975	52	565	617
1978	53	636	689

第1表 国家統一分配物資·部分配物資

出所:《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的経済管理」,中国社会科学出版社,1985年,291頁。謝明干·羅元明主編「中国経済発展四十年」,人民出版社,1990年,108頁。

なお、商業部門が国家計画に基づいて工業部門から日用工業品を買い付ける場合、この方式は計画買付と呼ばれているが、農副産品の計画買付(統購)とは別の概念である。

^{(6) 《}当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国的経済管理』,中国社会科学出版社,1985年,290頁。余嘯谷主編『中国物資管理辞典』,中国財政経済出版社,1989年,2~3頁。顧国祥主編『実用物資経済辞典』,復旦大出版社,1989年,9~10頁。

(2) 商品分級管理制度

1953年以後の商品の管理体制は、中央統轄型の集中管理体制となっていたので、地方はその積極性を生かすことができにくい事情にあった。この状況を改めるために、1957年11月国務院は「国務院関于改進商業管理体制的規定」を公布し、これにもとづいて改革を推し進めた。従来の中央集中型商業系統の各級のものは地方の行政部門に一体的に再編され、政企合一体制がとられることとなった。したがって、商品の管理権も地方に下放されるようになった。

この商品分級管理方式は1958年からはじめられたが,59年2月12日国務院は「批転商業部,糧食部,対外貿易部,衛生部,水産部,軽工業部関于商品分級管理弁法的報告的通知」を発し、その後今日までその色彩を色濃く残す三級分級管理制度の枠組をここで確立した。

1959年に導入された三級分級管理制度は、具体的には以下のようなものであった。

①第一類商品

国家計画と人民の生活に重大な関係をもつ商品……38種

国務院集中管理商品……買付,販売,配分,輸出入,在庫等すべて国 務院集中管理

糧食部:食糧,食用植物油(油脂原料も含む)

商業部:棉花、綿糸、綿布、葉タバコ、砂糖、ガソリン、石油、重油、 潤滑油、潤滑油脂、雑銅等

対外貿易部:皮革類(牛皮,羊皮),動物原毛(羊毛,カシミア,豚毛),羽毛類,腸詰用の腸,絨毯,繭,生糸,絹織物, 人造繊維,水銀,硫化水銀,辰砂,アンチモン,タングステン鉱,モリブデン鉱等

軽丁業部:塩

衛生部:薬用人参, 黄蓮, 甘草, 鹿角

②第二類商品

生産が集中しており、供給しなければならない範囲が広い一部商品、 あるいは生産が分散しており重点地区への供給を保証する必要のある 商品、また輸出用の重点商品……293種

国務院が商品政策を決め、統一的にバランスをとり、計画的に配分するもので、差額分配する商品、差額分配に関するものを除き、主管部に授権して管理させる商品

商業部:麻類、役畜、肉製品、缶詰、卵、巻タバコ、酒類、乳製品、

ワイヤー,自転車,自動車部品,塩化ビニール,化成品,化

学肥料,衣料,靴類,毛製品,腕時計,茶,果物,野菜等

糧食部:桐油,ヒマシ油,木蠟等

対外貿易部:動物原毛(兎毛, ラクダ毛, 雑毛), 皮革類, (兎皮, イタチ皮, イノシシ皮, タルバガン皮, 雑皮), 石英, アンチモン鉱, グラファイト, マンガン・同鉱石, タルク

水産部:コンブ,ノリ,魚類,海水産物等

衛生部: 当帰, 川芎, 麝香, 牛黄, 杜仲等漢方薬材

③第三類商品

第一類,第二類の商品,統配物資,部管物資,また別の定めによる 商品以外の商品

商業部と衛生部系主管商品:商品によっては主管部品が会議を召集,

全体の配置をしたのち、需給双方が契約 を結び執行する。

対外貿易部主管商品:商品によっては協議の後差額配分する。

国民経済の全体的バランスを考慮する便宜上,上記一類,二類,三類の 商品については,省,区,市は商品毎に主管部門に生産,買付,販売,配 分,輸出入,在庫等のすべてのデータを提出しなければならない。

⁽⁷⁾ 国務院法制局、国務院法規編纂委員会編『中華人民共和国法規彙編(1959年1月-6月)』, 法律出版社, 1982年, 158~163頁。

2 貿易商品の計画管理制度

(1) 貿易商品計画と管理

改革・開放政策への転換以前における中国の貿易は、"輸入のための輸出"ということが根幹をなしていた。これは基本的には一国社会主義の建設(これは当然ながら中国を取り巻く世界情勢の評価を前提としている)ということが前提となっている。言うまでもなく内向きの開発戦略一重工業優先発展戦略をとっていたわけである。このことから、為替レートも輸入に有利に、輸出には不利な形で設定されることにになっていたから、一般的に社会主義国で計画経済が行われるという以上に、貿易においては指令的計画性が強く出てくるという面が拭い難い。以下輸出と輸入に分けて、貿易商品計画と管理の内容をみてみよう。

輸入

貿易計画を編成する前の段階で、国務院の社会経済発展計画を編成する 既定の配置にもとづいて、各級の計画委員会は対外貿易部門および関連部 門と必要な準備活動を行う。この中には党や国務院の方針、政策、戦略な どの学習活動による思想の統一といったことが含まれるが、ここでは経済 的部面に限って述べることにするとすれば、前期の貿易についての総括が 行われ、計画期の全国の生産、建設、物資、商業、財政、科学技術、国防、 交通・運輸などの対外貿易に対する要求を明確につかむ活動が行われる。 また国際市場の発展の趨勢、特徴、またそれらの中国貿易に与える影響な どについての予測作業が行われる。この基礎作業の上に立って、有利な要素と不利な要素を総合的に判断し、国務院の下達した統制数字に沿って計 画を編成していくことになる。

輸入商品計画案の統制数値が下達されると、先に述べた商品の計画管理 の系統と物資の計画管理の系統を通じて計画案が上がってくる。国家計画 委員会と対外貿易部はこれにもとづいて輸入商品計画を編成し(国家計画

⁽⁸⁾ 何建章·王積業主編『中国計画管理問題』,中国社会科学出版社,1984年,473 頁。

委員会が主となって編成する),全体としての輸入計画に組み込み,国務院の批准を経てから,全国人民代表大会の審議にかけ,この通過後計画確定にもとづいて下達する運びとなる。

輸出

輸出商品計画案の統制数値が下達されると、当該計画年度の輸出商品計画は、関連業務担当機構系統を通じて、具体的に実行性の裏付けの保証をもつ計画として練り上げられる。この計画編成過程は2つの系統を通じて行われる。対外貿易部門の行政系統機構と対外貿易専業公司系統機構の2系統である。前者は対外貿易部一地方対外貿易局(省、直轄市、自治区)系統であり、後者は具体的に国内輸出貨源を買い付け、対外輸出業務を担当する対外貿易専業公司系統である。

対外貿易部門の行政系統は各々の級に応じて輸出商品計画を準備し、計画委員会と諮って生産部門や貨源供給部門と輸出商品供給計画の手配をつける。一方で対外貿易専業公司系統は、輸出商品供給計画基礎レベル機構との間で輸出商品買付計画の手配をつける。然るのちに、両系統は先に下達された統制数字にもとづく輸出商品計画草案を上部にあげる。この草案が批准されれば、最終計画として下達される。このやり方はいわゆる"両下一上"と呼ばれる計画編成法である。

対外貿易部は全国の輸出計画を編成し、全国対外貿易計画会議を召集、協議を行ったのち、国民経済計画に組み込み、国務院の批准後、全国人民代表大会の審議、通過を経て下達、実行する。

⁽⁹⁾ 同上書,473頁,《当代中国》編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』,当代中国 出版社,1992年,183頁。中国の経済計画の編成過程では、あるレベルまでの実 行計画も同時的に立てられることになるが、ここでは一応概念上区分して叙述し ている。

⁽ii) 何建章·王積業主編『中国計画管理問題』,中国社会科学出版社,1984年,473 百。

^{(1) 《}当代中国》編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』,当代中国出版社,1992年,183頁。何建章・王積業主編『中国計画管理問題』,中国社会科学出版社,1984年,473頁。地方対外貿易行政系統の位置づけなり,役割なりについては,拙稿「中国対外貿易機構の変遷(II-2-①)」,『広島経済大学経済研究論集』,第16巻第3号、31~34頁を参照されたい。

計画が下達されると、各省、市、自治区、対外貿易専業総公司は、自己の系統の具体的な計画遂行担当単位に計画内容を細分化する作業を行い、計画の達成をはかる具体的措置を定め、計画達成の遂行をはかる(計画編成段階で一定のところまでは、計画達成の裏付け作業は進められていることになるが、計画の下達によって、計画遂行の基層単位に計画遂行の任務が下ろされることになる)。対外貿易部は年度輸出計画の遂行中に出て来た事態に対して、適当な調整作業を行う。

さて、商品および物資の管理については先にみてきた通りであるが、輸出商品についてこれとは別に、対外貿易部が輸出計画管理対象商品目録を編成する。原則上輸出商品はいずれも計画管理対象商品となる。その品目はおよそ3,500品目に及び、対外貿易専業総公司の経営商品系統別に、糧油食品、紡績・紡織品、土産畜産品、軽工業品、工芸品、五金鉱産品、機械産品等の10あまりに分類される。これらの商品は計画管理の権限に応じて中央商品と地方商品に分けられる。中央商品は国務院の直接計画管理する商品と、中央主管部門の計画管理する商品に分けられる。地方商品は各省、市、自治区の計画管理する商品である。この点についてはすでにみたところである。貿易商品の管理はすべて高度集中的で、指令性計画によって実行されてきた。

(2) 輸出入許可証管理

第一段階(1949~58年)―輸出入許可証制度の全面的実施時期

中国政治協商会議共同綱領の中に規定された,対外貿易の統制と保護貿易政策の建国の基本精神に則り,中央人民政府政務院第62次政務会議は1950年12月6日「対外貿易管理暫行条例」を採択し,同12月28日中央貿易

^{(12) 《}当代中国》編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』,当代中国出版社,1992年,184頁。

⁽³⁾ 陳一雲編『国際経済貿易簡明辞典』,四川省社会科学出版社,1987年,40頁。

⁽¹⁴⁾ 孫玉宗主編『対外経済貿易工作手册』,中国財政経済出版社,1988年,215頁。

⁽¹⁵⁾ 次頁へ掲載。

部は「対外貿易管理暫行条例実施細則」を公布、ここに中央人民政府は中央による統一的対外貿易管理を開始した。

中央による全国的な統一的対外貿易管理に関する法令が公布される以前の時期—「解放区」、中華人民共和国成立後は「大行政区」—にあっては、各行政区毎に独自に対外貿易の管理を行っていた。例えば、華東地区においては、華東軍区司令部は1946年6月「華東区国外貿易暫行弁法」を公布し、管理していた。これによれば、輸出入貨物は3つに分けられている。すなわち、輸出入許可品、輸出入禁止品、特許輸出入品の3分類である。この3分類された商品目録のうち輸出入許可品目に対して、輸出入許可証管理を実行していた。

建国期から国民経済復興期,第一次 5 カ年計画期を経て社会主義改造の時期までの期間,諸々の経済的困難に対処するために,また多数の私営貿易企業(建国当初全国の通商港には合わせて4,600の私営輸出入商があった。1950年上海には1,200余の私営輸出入商が存在し、1949年天津には400余の私営輸出入商が存在していた)を国家建設の目的に組み込んでいくために,中央政府は財政経済を統一的に取り仕切り,全面的に輸出入許可制度を実施した。1956年以前の時期は,対外貿易管理の重点は私営貿易企業にあった。管理の目的は工業の保護発展をはかり,輸入を制限し,輸出を伸ばし,外貨を合理的に使用することにあった。

「対外貿易管理暫行条例」の中には,「輸出入をおこなう商社・工場は,

⁽⁵⁾ 宮下忠雄著『中国の貿易組織』(アジア経済研究シリーズ17), アジア経済研究 所, 1961年, 20頁, 162頁によれば, 1950年12月8日通過と記されているが, 郭康慶「我国実行進出口許可制度演変―進出口許可証講座第一講」, 対外経済貿易部国際貿易研究所主編『国際貿易』, 1991年第1期, 中国対外経済貿易出版社, 54頁では1950年12月6日と述べられている。本稿は後者のものを採用している。

⁽ii) 郭康慶「我国実行進出口許可制度的演変—進出口許可証講座第一講」, 对外経済貿易部国際貿易研究所主編『国際貿易』, 1991年第1期, 中国对外経済貿易出版社, 54頁。

⁽正) 陳英·王寿椿·許煜編著『中国社会主義対外貿易』, 対外貿易教育出版社, 1984年, 22頁。

⁽¹⁸⁾ 前掲論文, 前掲誌, 54頁。

いかなる貨物を輸入または輸出する場合にも、すべて事前に所在地区の対外貿易管理局に輸入あるいは輸出の許可証の下付を申請しなければならず、それが下付されたのちに、はじめてその他の輸出入手続きを取ることができる。」(「同条例」第7条)と、明確に規定されている。海関業務手続および銀行の為替業務処理などは、すべて輸出入許可証にもとづいて行われる。

輸出入品は、それぞれの管理目的に合わせて4分類されている。

輸入品

- (4)輸入許可品…すべて輸入を許可する品目がこれに属する。
- (中)専売輸入品…国家が輸入を一手に扱う品目がこれに属する。
- (^)輸入禁止品…政務院財政経済委員会の決定によらなければ輸入する ことのできない品目がこれに属する。
- (=)特許輸入品…中央人民政府貿易部の特許がなければ輸入できない品目がこれに属する。

輸出品

- (4)輸出許可品…すべて輸出を許可する品目がこれに属する。
- (中)専売輸出品…国家が輸出を一手に扱う品目がこれに属する。
- (^)輸出禁止品…政務院財政経済委員会の決定によらなければ輸出する ことのできない品目がこれに属する。
- (=)特許輸出品…中央人民政府貿易部の特許がなければ輸出できない品 目がこれに属する。

これらは各々区分別に品目リストが作成されている。

1949年10月1日中華人民共和国の建国とともに、中央人民政府が成立し

- (19) 宮下忠雄著『中国の貿易組織』(アジア経済研究シリーズ17), アジア経済研究 所、1961年、162~163頁邦訳条文。
- (20) 外務省調査局第一課編『中共の貿易(資料編)』,昭和26年、83~84頁。同上書、99~100頁、162~163頁。
- ②1) 富山栄吉著『中国の対外貿易序論』,大東文化大学東洋研究所刊,昭和52年,121 ~124頁には各々の区分別品目リストが掲げられている。

た。同10月21日政務院が設けられ、この下に財政経済委員会が置かれ、財政部、貿易部、重工業部、人民銀行、海関総署など16の部門が、この財政経済委員会の指導をうけるものとして組織されることとなった。中央人民政府海関総署の設立が同10月25日、同貿易部の設立が同11月1日のことであった。当初貿易部は国内商業と対外貿易の両者の国家行政事務処理機関としての地位に立つものとして設立され、対外貿易専門統轄国家行政機関として独立した対外貿易部となるのは1952年8月のことである。

先にみたように、政務院は1950年12月国として一体化した「対外貿易管理暫行条例」を公布し、51年2月従来大行政区別に制定、施行されてきた対外貿易管理暫行弁法および実施細則の廃止に踏み切った。1951年2月までに、各大行政区その他地方的行政機関ないし軍政機関の直轄下にあった天津、上海、青島、広州、武漢、福州、旅大の7対外貿易管理局は、中央人民政府貿易部の直接指導下に入った。

1951年対外貿易管理局は貿易部の直接指導から、貿易部と地方政府の二重の指導に改められ、52年9月各地の対外貿易管理局の活動の協調を強めるために、対外貿易部内に対外貿易管理総局が設けられた。1953年1月政務院は「関于海関与対外貿易管理機関実行合併的決定」を発し、通商港対外貿易管理局およびその分支機構の海関との合併を実施し、全体機構を海関と総称し、対外貿易部の指導下の組織とすることとした。これは第一次

⁽²⁾ 張雲倫編『中国機構的沿革』,中国経済出版社,1988年,36頁。

⁽²³⁾ 宮下忠雄著『中国の貿易組織』(アジア経済研究シリーズ17), アジア経済研究 所, 1961年, 17頁。

⁽⁴⁾ 一方,国内商業統轄国家行政機関として独立に商業部が設立される。対外貿易部の成立については、1952年9月に対外貿易部が成立したと記述されている文献もある。例えば、同上書は52年9月と述べている《当代中国的経済管理》編輯部編「中華人民共和国経済管理大事記」によると、1952年8月7日中央人民政府委員会第17回会議の決議に基づき、8月15日政務院は「関于成立対外貿易部、商業部、撤銷貿易部的命令」を発したとある。実際に成立したのは9月のことと推測される。

 ⁽²⁵⁾ 前掲書,20頁。外務省調査局第一課編『中共の貿易(資料編)』,昭和26年,129頁。
(26) 《当代中国的経済管理》編輯部編『中華人民共和国経済管理大事記』,中国経済出版社,1987年,38頁。宮下忠雄著『中国の貿易組織』(アジア経済研究シリーズ17),アジア経済研究所,1961年,22頁,42頁。

5 カ年計画から始まる大規模建設と対外貿易の拡大を積極的に推し進め、 対外貿易政策を徹底貫徹していくために、指導・組織上から対外貿易部へ の集中と統一をはかっていくという目的から行われたものであった。

この合併によって、海関は輸出入許可証制度と一部の対外貿易管理の任務を担当することとなったが、1953年11月16日対外貿易部は対外貿易の管理の任務を調整し、「進出口貿易許可証制度実施弁法」を制定、公布し、さらに対外貿易部内に「輸入局(進口局)」と「輸出局(出口局)」を新設して、両局が輸出入許可制度と許可証発給の取り仕切りに責任を負うこととした。両局の具体的な任務は、政府の輸出入計画と決定に基づき各専業公司に輸出入許可証を発給することと、各主管単位の提出した申請に基づき非貿易物資の輸出入の審査を行い、許可証を発給することであった。これから以後、両局は対外貿易部を代表して輸出入業務の指導と行政管理を担当することとなる。

対外貿易部の「輸入局」と「輸出局」が輸出入専業公司に対する輸出入 の許可,許可証発給業務は担当するようになっても,輸出入専業公司以外 の貿易単位,すなわち私営輸出入商や公私合営の対外貿易企業に対する輸 出入の許可,許可証の発給任務はやはり海関にのこされていた。これから 数年を経て,海関のこの任務は地方の対外貿易管理機関に移されていく。

対外貿易部が独立したのち、「大行政区」と主要通商港には対外貿易部特派員弁事処が設置され、同時に輸出入量の大きい省には対外貿易局が設けられた。内陸部の大部分の省では、省人民政府商業庁がその任務を兼ねていた。1954年6月19日の中央人民政府委員会第32次会議通過の「大行政区」廃止の決定によって「大行政区」が撤廃されると、各省、市、自治区

^{(27) 《}当代中国的経済管理》編輯部編『中華人民共和国経済管理大事記』,中国経済出版社,1987年,38頁。

^{(28) 《}当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』,当代中国出版社,1992年,154頁。

⁽²⁹⁾ 同上書, 88~89頁。

⁽³⁰⁾ 宮下忠雄著『中国の貿易組織』(アジア経済研究シリーズ17),アジア経済研究 所,1961年,22頁,26頁。

に相次いで対外貿易局が設けられていった。

1954年9月「中華人民共和国憲法」が公布され、「中央人民政府対外貿易部」は「中華人民共和国対外貿易部」と改められ、「政務院」も「国務院」と改められた。従来財政経済委員会は他の部や行署よりも高い地位にあり、これらを領導する立場にあったが、新憲法の公布と国務院の組織の編成替えにより、財政経済委員会は消滅し、従来財政経済委員会が担当していた任務を発展的に1952年11月に設けられた国家計画委員会に統合する形となった。第一次5カ年計画期に入り、社会経済の全体的計画化が主要課題となったのである。1956年5月国家経済委員会が設立される。

1955年12月以降国務院の決定によって、内陸の各省、自治区の対外貿易局は対外貿易部特派員弁事処に改められた。1957年4月国務院の批准を経て、内陸の省、自治区の特派員弁事処は撤廃され、一律に対外貿易局として改めて設けられることとなった。以後1979年中葉までの時期、省級(即ち省、直轄市、自治区)の対外貿易の行政管理機構は対外貿易局となる。

海関にのこされた輸出入の許可,許可証発給の任務は地方の対外貿易管理機関に移されていくが,1955年9月5日の国務院の通知はこの間の事情をよく示している。「各口岸海関およびその分支機構が現在執行している許可証の発給,……は各地の対外貿易局(処)に引き渡して,同局(処)をして責任をもって処理させるべきである。いまだ対外貿易局(処)が設けられていない口岸においては,関係のある省の対外貿易局が当該地に工作組を設立するかあるいは対外貿易局が当該地の人民委員会に請うてその財経あるいは商業管理部門内に対外貿易科(組)を設立してこの処理をすべきである」との通知を発している。このようにして,対外貿易管理局が海関に合併された後海関が行っていた輸出入の許可,許可証の発給業務は,地方の対外貿易管理機関として設けられた対外貿易局が行うようになっていった。

⁽³¹⁾ 前掲書, 89頁。

⁽³²⁾ 前掲書, 43頁。

1957年1月23日対外貿易部は「進出口貨物許可証簽発弁法」を公布した が,この「弁法」第1条では「中華人民共和国対外貿易部が許可証の受領 を免除するものをのぞいて、かならず輸入許可証あるいは輸出許可証を受 領し、所持しなければならない。 と規定され、同第2条には「輸入許可 証と輸出許可証は中華人民共和国対外貿易部の関係のある局あるいは地方 対外貿易局が発給する。」と定めている。対外貿易部所属の各輸出入専業 公司およびそれらの分支機構が貨物を輸出入するときには、対外貿易部が 定める許可証の様式に1件について2通を記入し、対外貿易部の関係のあ る局あるいは地方対外貿易局に送って審査を請わなければならない(第3 条)。私営商人および外国商人が貨物を輸出入するときには,対外貿易部 が定める許可証の様式に、1件につき4通を記入し、地方対外貿易局に送 って審査を請わなければならない(第4条)。私営商人および外国商人に 発給される許可証のうち対外貿易局が手許にのこす1 通を除く3 通には、 その地の中国銀行の裏書き署名を要するが、対外貿易部所属の各輸出入に ついても、私営商人および外国商人の輸出入についても、この許可証にも とづいて海関は海関業務処理する。

この「進出口貨物許可証簽発弁法」の公布によって、輸出入許可証制度の制度的枠組は整った形のものとなったわけであるが、一方において、1956年末に私営工商業の社会主義改造も完成をみる。新中国建国後国は国営貿易と私営貿易の範囲を明確に区別し、"公私兼顧"の方針をとり、別々に対応してきた。私営輸出入商に対しては行政管理と市場調整を通じて、

⁽³³⁾ 同上書付録邦訳関係主要法令集中の邦訳「輸出入貨物許可証発給弁法」,170頁による。なお、同「弁法」には許可証受領免除貨物明細表が付されている。

⁽³⁴⁾ 同上書同上付録法令集中の同上「弁法」,170頁による。

⁽³⁾ 同上書同上付録法令集中の同上「弁法」,170~171頁。なお、上記以外のその他の企業,ないし国家機関,団体、学校あるいは個人が貨物を輸出入する場合も、対外貿易部の定める許可証様式に1件につき3通を記入し、対外貿易部の関係のある局あるいは地方対外貿易局に審査を請わなければならない(同上「弁法」,171頁)。

利用・制限・改造の政策を推し進めてきた。1953年から重要な産品に対しては統一買付(統購),統一販売(統銷),計画供給を実行し,輸出商品の統制を強化し、小私営商の経営範囲を縮小していった。輸入商に対してはほぼ全面的に外国為替の供与を停止した。また、信用の供与、税収、価格の面で制限を強化していった。

これと並行して、国営対外貿易公司は私営輸出入商に対して"業種毎に調整し、統一的に配分する"(按行帰口、統一安排)ことを実施し、物資の共同購入、連合輸出、委託代理などの公私の連合経営方式を推し進めた。これによって、私営輸出入商の輸出貨源などの問題の解決をはかるとともに、私営輸出入商の業務に対する領導を進めていった。

「1954年に私営輸出入商が業種別に各国営公司の系列下に入って管理されるようになってからは、公私連営がしだいに定型化され、かつ大いに発展した」。

しかし、当時の公私連営には搾取・被搾取の問題、労資間の問題、参加企業相互間の問題(例えば規模の差異)、国家政策完遂上の問題などがあり、国家資本主義の高級形態である公私合営への動きが急速に推し進められる。1955年以後私営輸出商の公私合営が基本的に全業種で実行され、56年のその全面的な達成をまって、対外貿易面での指令性計画体制が一応の完成をみることになる。これまで私営輸出入商に対しては間接計画あるいは推計性計画を実行し、経済手段を区別して調整をはかってきていた。

1950~55年の間における私営輸出入額の地位の変化をみると、表2のようになっている。

輸出入許可証制度の枠組が整えられるが、一方で私営輸出入商の社会主 義的改造が達成され、対外貿易が国営輸出入専業公司によって統一的に経

⁽³⁶⁾ 拙稿「中国対外貿易機構の変遷(II - 2 - ①)」,『広島経済大学経済研究論集』, 第16巻第3号,34頁,私営輸出入商の組織化と社会主義的改造については同35頁 に簡略図で撃理してあるので参照されたい。

⁽³⁷⁾ 内藤昭著『現代中国貿易論』,所書店、昭和54年、37頁。

⁽³⁸⁾ 前掲拙稿, 前掲『論集』, 前掲号, 36頁。

比重	1950	1951	1952	1953	1954	1955
国 営(%) 私 営(%)	58.4	84.7	92.8	92.7	98.3	99. 2
	31.6	15.3	7.2	7.3	1.7	0. 8

表 2 1950-55年の間における公私営輸出入額の比重の変化

出所:《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』,当代中国出版社, 1992年,11頁。

営されるようになると、対外貿易の管理の重点は、国営輸出入専業公司の管理に移されることになる。すでに述べたように、国営輸出入公司は指令性計画によって貿易業務を遂行しているから、輸出入許可証管理の果たす役割はそれほど大きくはないわけである。輸出入許可証制度は整った形のものとなったとはいえ、これ以後国営輸出入公司の許可証申請と受領の手続は簡略化の道をたどることとなる。裏を返して言えば、私営輸出入商の社会主義的改造が達成された後は、中国の対外貿易業務はすべて国営輸出入公司によって経営されるようになり、中央集中統一計画経済体制の下で、対外貿易はすべて国家の計画管理に組み込まれることとなり、対外貿易管理の対象、目的、要求が変化し、従来国が対外貿易統制政策にもとづいて行ってきた厳格な行政管理の任務はずっと後退し、国家の輸出入計画の達成が主要任務として前面に出てくることになる。

1958年1月毛沢東が南寧会議で"大躍進"の考え方を打ち出し、同年3月成都会議で"大いに意気込み、つねに高い目標をめざし、より多く、よりはやく、よりよく、よりむだなく社会主義を建設する総路線"を提起して、同年5月党第8期全国代表大会第2回会議がこの総路線とその骨子を正式に採択するといった状況の中で、計画の編成自体が地方を主体としたものとなり、対外貿易の面でも多くの管理権が地方に下放された。このことから、貿易面では大混乱が生じ、地方によっては、対外貿易機構を通さ

^{(39) 《}当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』,当代中国出版社,1992 年,155頁。

ないで貿易活動が行われるといった事態まで生じた。対外貿易におけるこのような混乱は、党中央および国務院の重大な関心を呼び起こすところとなり、1958年8月党中央政治局拡大会議は対外貿易活動にかんして検討を行い、「関于対外貿易必須統一対外的決定」を定めて、統一対外の原則にしたがって厳格に対外貿易をやっていくべきことを強調した。このことによって、対外貿易管理面での一応の秩序は回復するところとなった。

第二段階(1959~79年)―輸出入許可証制度の無実体化期

すでに述べたように、私営輸出入商の社会主義的改造によって、中国の 対外貿易は対外貿易部直属の輸出入専業総公司およびその分支公司によっ て統一経営される状態になり、すべての輸出入は国家計画に応じて組織さ れるようになり、その執行も指令性方式によって行われていた。したがっ て、直接に貿易業務に携わる単位といえども、その単位が独自性をもって 貿易経営を企てるといったことはなくなるということからして、国家が行 政的管理として行う性格の輸出入許可証管理の役割は相対的に小さくなっ てくる。

このことを背景として、1959年2月21日対外貿易部は「関于簡化対本部各進出口専業公司進出口貨物許可証簽発手続的指示」を発し、各対外貿易専業総公司の輸出入許可証申請と受領手続の簡略化をはかることとした。これに引き続き、同年10月14日対外貿易部はさらに「関于執行進出口貨物許可証簽発弁法的綜合指示」を発して、輸出入許可証制度の実質的運用の方法を明確に示した。かくて、各輸出入専業総公司およびその分支公司が輸出入する貨物については、一律に対外貿易部の下達した積荷明細書あるいは通知をもって輸出入許可証とみなし、これに代えることとされた。これ以後対外貿易の管理の職能と経営は一体のものに結合され、輸出入許可にしては、一種に対外貿易機構の変遷(Ⅲ-1-①)」、『広島経済大学経済研究論集』、第17巻第1号、91~100頁を参照されたい。

⁽ii) 前掲書,155頁。郭康慶「我国実行進出口許可証制度的演変—進出口許可証講 座第一講」,对外経済貿易部国際貿易研究所主編『国際貿易』,1991年第1期,中 国対外経済貿易出版社,54頁。

証は輸出入管理の役割を失っていくことになる。

この時期わずかに輸出入許可証管理の対象としてのこされたのは、主として対外貿易公司以外のものが国の批准を経て外国から輸入する少量の緊急需要物資、科学・教育、文化・体育、衛生などに関連した物資、また外国向けに輸出される少量の非貿易物資等のみであった。

"ブロレタリア文化大革命"の期間中は、対外貿易の行政管理もこっ酷い打撃をうけ、管理規則制度もさまざまな形で歪められ、批判、全面否定されたが、全体としては中国の輸出入はやはり国家の集中的配置の下にあり、国家計画の要求に応じて行われていた。

1959~79年のこの時期,国営対外貿易専業総公司およびその分支機構は,対外貿易部の下達した積荷明細書あるいは通知にもとづいて輸出入業務を行い,計画管理と行政命令が国家が対外貿易を管理,統制する重要な手段をなしていたのである。

^{(42) 《}当代中国》叢書編輯部編輯『中国対外貿易(上)』,当代中国出版社,1992年, 155頁。

⁽⁴³⁾ 郭康慶「我国実行進出口許可証制度的演変—進出口許可証講座第一講」, 対外 経済貿易部国際貿易研究所主編『国際貿易』, 1991年第1期, 中国対外経済貿易 出版社, 54頁。

⁽⁴⁴⁾ 前掲書, 155~156頁。

⁽⁴⁵⁾ 同上書, 156頁。